

---

## ○県議会の概要

---

### 県議会のあらまし

- ◆県議会は、選挙で選ばれた議員が、県民を代表して、その声を県政に反映させるところです。
- ◆県議会は、県の予算や重要な事柄について、審議や意思決定を行います。
- ◆これに対して、知事、教育委員会や警察本部などは、議会で決められたことに基づいて実際に県の仕事を執行します。
- ◆議会と知事等は、県政を支える2本の柱として対等の立場に立ちながら、お互いの役割を尊重して、よりよい明日の奈良県を築くことにつとめています。

### 県議会の仕事について

- ◆議決  
議会は、条例の制定・改正・廃止をはじめ、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結などの県政の重要な事項について意思を決定します。
- ◆調査・検査  
議会が決めたとおりに県が仕事を行っているかどうか、調査・検査し、必要に応じて、知事等の執行機関に報告を求めたり、意見を聞いたりします。
- ◆意見書の提出・決議  
議会の意思として、「意見書」を国会や関係省庁に提出しています。  
また、社会問題などについて、議会の意思を明らかにするための「決議」を行っています。
- ◆請願・陳情  
県民からの「請願」や「陳情」を受け、県政に反映されるように努めています。

### 県議会のしくみについて

- 議長を筆頭に、本会議・委員会などで組織されています。
- ◆議会は、年4回(2月、6月、9月、12月)定期的にかかれる「定例会」と、特に必要がある場合に開かれる「臨時会」とがあります。
  - ◆本会議は、議員全員が出席して開かれる会議で、議長の宣告により開会されます。
  - ◆委員会は、本会議で提案された議案などを専門的に効率的に調べる「常任委員会」「特別委員会」「議会運営委員会」などがあります。

## 選挙区と議員定数について

奈良県議会の選挙区と議員定数は、条例により、16選挙区、43人となっています。

## 本会議について

- ◆議場での議員の席は、一般選挙後最初の会議で議長が定め、各議員の席が指定されています。また、議員の席の向かい側には、知事をはじめとする部局長の席があります。高校生議会では、高校生議員の皆さんに議員席に着席し、知事、教育長、警察本部長や各部局長に対して、質問や提言をしていただいています。

## 請願・陳情について

県行政に対し、意見や要望があるときは、誰でも「請願」「陳情」を県議会に提出することができます。「請願」は、関係の委員会で審査を行い、本会議で採択・不採択などの決定を行います。本会議で採択された「請願」は関係する行政機関に送付されます。「陳情」は、各会派への写しの配布とともに、所管の委員会に送付されますが、採択・不採択などの決定は行われません。

## 県議会の傍聴について

本会議の傍聴は、いつでも可能です。

受付で住所・氏名を記入すれば、自由に傍聴できます。定員は車いす専用傍聴席を含み、134人です。また、委員会の傍聴は、本会議の場合と同様に受付をすれば、傍聴できます。定員は20人です。

なお、現在は新型コロナウイルス感染症対策のため本会議の傍聴は50人、委員会の傍聴は5人までに制限しています。

## 県議会の広報について

議会の活動を広く知ってもらう目的で、いろいろな媒体を使って広報しています。

- ◆本会議を奈良テレビ放送で生中継
- ◆インターネットにより、本会議や委員会を、生中継・録画配信
- ◆広報誌として、「県議会だより」を年4回発行  
(奈良県発行の「県民だより」の2月・5月・8月・12月号に挟んでいます)  
※平成29年6月の定例会より、テレビ生中継・インターネット生中継・録画配信において、手話通訳を導入  
※平成29年9月定例会よりパソコンだけでなくスマートフォン・タブレットからも視聴が可能

## 高校生議会に参加される皆さんへ

- ◆県議会議員は、県民の代表として、日頃、県民から寄せられる意見等を県政に反映させるのが主たる役割です。
- ◆高校生議会に参加される皆さんは、県議会議員になっていただき、知事、教育長、警察本部長や各部局長に質問をし、「議会でしていること」を実際に体験していただきます。
- ◆高校生議会を機会に、「議会」を身近なものとしてとらえていただき、若い力を反映すべく、大いに県政に興味を持っていただきたいと思います。